○公益財団法人千葉県下水道公社資金管理規程

（平成24年８月22日理事会議決　登記日施行）

平成24年４月１日　施行

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉県下水道公社の資金の運用指針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって当法人の目的事業の安定的、継続的な進展に寄与することを目的とする。

（資金の区分）

第２条　この規程において運用の対象とする資金の区分は、次のとおりとする。

(1) 基本財産

(2) 運用財産

（資金の運用責任者）

第３条　資金の運用責任者は、理事長とする。

２　理事長は、資金の運用事務に関し特定の理事を指名してこれに当たらしめることができる。

３　理事長は、資金の運用に関して必要に応じ、公益財団法人千葉県下水道公社資金管理検討委員会の意見を聞くものとする。

（基本財産の運用基本方針）

第４条　基本財産は、元本が確実に回収できる方法でなければ運用を行うことができない。

２　前項の運用に当たっては、常識的な運用益が得られる方法により行うものとする。

（運用財産の運用基本方針）

第５条　運用財産は、元本が確実に回収できる可能性が高い方法で運用を行わなければならない。

２　運用に当たり、その時々の経済・金融情勢により一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で運用を行うものとする。

（運用対象）

第６条　運用の対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(1) 基本財産

ア　普通預金

イ　定期預金

ウ　千葉県債

エ　日本国国債

オ　元本保証の金銭の信託

カ　郵便貯金

(2) 運用財産

ア　普通預金

イ　定期預金

ウ　元本保証の金銭の信託

エ　郵便貯金

２　理事長は、前項の規定にかかわらず、安全性、確実性、運用益等を勘案してより適正な商品と認められるものがあるときは、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

（運用事務手続）

第７条　第３条第２項に定める資金運用事務担当理事は、資金の運用に当たっては、総務課長に関係商品の調査をさせ、関係役員等との協議を経た後に、関係書類を添付してあらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

２　運用にかかる商品が満期になり、引き続き同種の商品で運用を行う場合にも、前項の規定に準じて事務処理を行わなければならない。

３　運用にかかる商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときには、資金運用事務担当理事は速やかに理事長と協議をし、適切な処置を講じなければならない。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、資金の運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規則は、公益財団法人千葉県下水道公社の設立の登記の日から施行する。